

六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ（以下「施設」という。）通所リハビリテーション及び、介護予防通所リハビリテーションの運営に関し必要な事項を定める。

(施設の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、それぞれ通所リハビリテーション計画、介護予防リハビリテーション計画に基づきサービス提供を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針：通所リハビリテーション)

- 第3条 施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 利用者の要支援状態の軽減又は、悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 施設では、利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合等を除き利用者に対し、身体拘束を行わない。
 - 4 施設では、保健医療福祉サービス提供及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(運営方針：介護予防通所リハビリテーション)

- 第4条 施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。また、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- 2 上記計画作成後は、計画の実施状況のモニタリングを行い、結果を指定居宅介護事業所又は包括支援センターに報告するものとする。

- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 施設では、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。
- 5 施設では、サービス提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行うものとする。
- 6 施設では、利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合等を除き利用者に対し身体拘束を行わない。
- 7 施設では、保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ
- (2) 開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- (3) 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
- (4) 電話番号 0175-73-7200
- (5) 管理者名 船越 樹
- (6) 介護保険指定番号 0272502022

(職員数)

第6条 施設には別表に掲げる職員を置く。必置職については法令の定めるところによる。

(職員の職務)

第7条 職員の職名及び職務の内容は、次のとおりとする。

管 理 者	施設の目的を達成するため、職員を指揮監督し、一切の業務を統括する事項等
医 師	利用者の健康管理及び診療に関する事項等
理学療法士	機能訓練・言語訓練及びレクリエーションに関する事項等
作業療法士	
言語聴覚士	
管理栄養士	利用者等の献立及び給食指導監査に関する事項等
支援相談員	レクリエーション、利用についての相談、療養上に関する相談、苦情対応、他施設及び連帯保証人との連絡連携に関する事項等
介護支援専門員	利用者等の介護、看護及び機能訓練に関する計画等
看護職員	利用者等の看護（介護）、レクリエーション及び機能訓練に関する事項等
介護職員	利用者等の送迎、介護、レクリエーション及び機能訓練に関する事項等
事 務 員	施設の庶務、会計等の事務に関する事項等

(営業日及び営業時間)

第8条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。土、日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 営業日の午前8時15分から17時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から15時45分とする。

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用定員は併せて25名とする。

(説明及び同意)

第10条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、あらかじめ利用申込者又は連帯保証人に対し、運営規定の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第11条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの内容について

- 1 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立や介護予防に資するよう妥当適性に行うものとする。
- 2 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は連帯保証人に対してリハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況、及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に認知症の利用者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第12条 通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、次に掲げる額とする。

- 1 厚生労働大臣が定める居宅介護サービス費、介護予防サービス費は、負担割合額とする。
- 2 食費として、一日 730円（おやつ代を含む）とする。
- 3 施設は、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用を徴収する。
- 4 前各号に掲げる利用料の明細費用は、別に定めるところによる。

(通常の事業の実施)

第13条 通常の送迎の実施地域は、六ヶ所村とする。

(留意事項)

第14条 施設の利用にあたっては、留意事項を以下のとおりとする。

- 1 施設は全館禁煙のため、施設内での喫煙は禁止する。
- 2 利用者が火気を取り扱う場合は、必ず職員の指導を受けるものとする。
- 3 金銭・貴重品の管理は、利用者の責任において行うものとする。ただし、不要な金銭・貴重品の所持はお断りする。
- 4 施設内での営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 施設における非常災害対策については、次に定めるほか、別に定める六ヶ所村介護老人保健施設消防計画に示すところによる。

- (1) 利用者の避難等の安全に関する措置を最優先するものとし、併せて関係官公署への通報を速やかに実施する。
- (2) 避難所等の明示、誘導者の担当、利用者の搬送区分（担架、護送、独歩）の指定等は、関係者に熟知させる。
- (3) 施設関係者の非常呼集系統については、勤務者の全てに熟知させるものとし、常に最新の情報でサービスステーション等にこれを備え置く。
- (4) 非常災害時に使用する設備及び機器取扱い要領については、関係者に熟知させる措置を講ずる。

(苦情処理)

第 16 条 施設は、提供した介護サービス、介護予防サービスに関し利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

- 2 提供したサービスの苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、利用者に次の事故が発生したときは、速やかに利用者の連帯保証人等に連絡し必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 利用者の病状が悪化し、入院の必要が生じたとき。
 - (2) 利用者が無断外出し、行方知れずとなったとき。
 - (3) 利用者が死亡したとき。

(虐待防止体制)

第 17 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めておくものとする。

(委任事項)

第 18 条 この規定に定めるもののほか、特に運営上必要な事項については、施設長が別に定めることができる。

附 則

この規定は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和5年4月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。

この規定は令和6年8月1日から施行する。

(第6条別表、職員数)

職名	定員
医師	1名(兼務)
理学療法士	3名(兼務)
作業療法士	1名(兼務)
言語聴覚士	1名(兼務)
支援相談員兼 介護支援専門員	2名(兼務)
看護職員	3名(兼務)
介護職員	7名(兼務)
歯科衛生士	3名(兼務)
管理栄養士	1名(兼務)
事務員	3名(兼務)

看護職員については、緊急時の対応とする。

必置職が法定員数を満たしている場合に限り、変更とは年1回(4月)とする。